

4. 日比EPAについて

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（案）」について（意見募集）

平成18年12月28日

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課
経済連携協定受入対策室

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」が本年9月9日に両国首脳により署名され、また、12月6日に我が国の国会において承認されました。今後、本協定がフィリピンの上院において批准され、発効した後は、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始されることとなります。

このため、フィリピン人看護師候補者等の受入れが円滑かつ適正に実施されることを目的に、本協定で定められている事項や今後フィリピン政府に通知する予定の事項、フィリピン人の受入れ方針を示すための指針（案）を作成したものです。

つきましては、フィリピン人看護師候補者等の受入れに先立ちまして、下記の要領により、指針（案）について、広く意見を募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見等に対して個別に回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 御意見等募集期間

平成18年12月28日から平成19年1月19日まで

2. 提出方法

氏名（法人名）及び住所を御記入の上、以下のいずれかの方法により提出してください（様式は自由です。）。電話での受付はできませんので御了承下さい。

なお、個人又は法人の属性に関する情報は公開することがありますので、あらかじめ御了承下さい。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室 まで

○ 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

メールアドレス： renkeishitsu@mhlw.go.jp

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03（3503）2278

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室 まで

3. 概要

別添参照

※ 全国厚生部局長会議資料には参考資料のみ（指針（案）は略）を添付。

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく
看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する
指針（案）（概要）

1 趣旨

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日比経済連携協定」といいます。）については、本年9月9日に両国首脳間で署名が行われ、本年12月6日に、国会において承認が得られたところです。

今後、フィリピンの上院での承認を経て、協定の発効後に、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始されることとなりますが、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（案）」については、フィリピン人看護師候補者等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、フィリピン人看護師候補者等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的に定めるものです。

2 内容

日比経済連携協定に基づき、フィリピン人を受け入れることができる施設の要件、フィリピン人を受け入れる施設における研修の要件、フィリピン人と受入機関との雇用契約の要件、協定に基づきフィリピン人の受入れの調整を行う機関（国際厚生事業団を予定）の事業等について定めるものです。

3 公布日等

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」は、日比経済連携協定がフィリピン上院において承認された後に、公布する予定です。

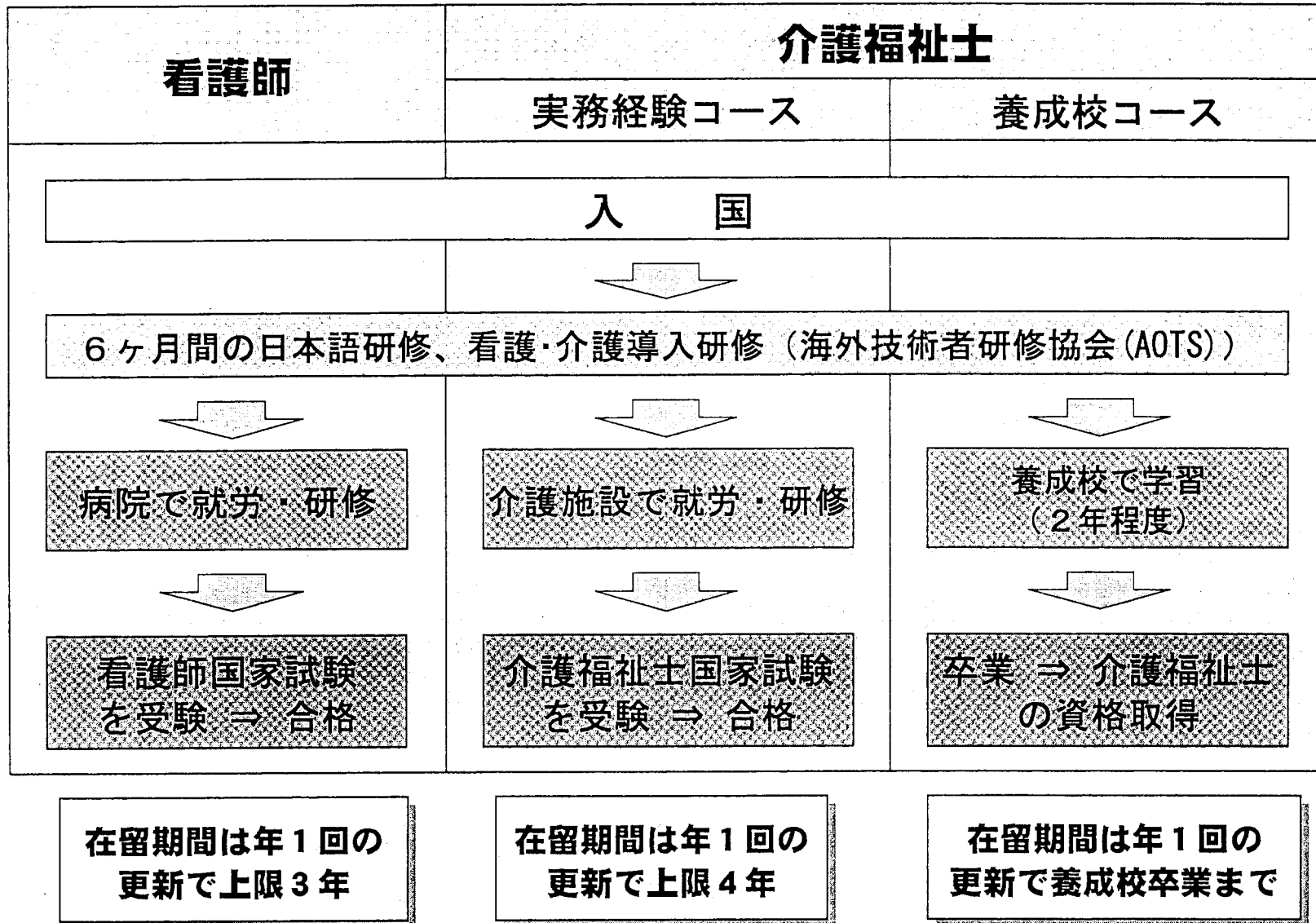
また、指針を公布する際には、指針で定める事項について補足するものとして通知を发出することとしており、今般指針について意見募集を行うに際し、指針の理解を深める観点から、現時点における通知案についても参考資料として情報提供いたします。（通知案自体についてご意見を募集するものではありません。）

日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ関係（平成18年9月9日協定署名）

	看護師	介護福祉士	
		実務経験コース	養成施設コース
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）	養成施設で就学 （修了後に資格取得）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年（養成施設の場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 ・不合格・資格不取得の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンの看護師資格の保有者 ・3年間の看護師の実務経験 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・「フィリピン介護士研修修了者（TESDAの認定保持）＋4年制大学卒業者」又は「看護大学卒業者」 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・4年制大学の卒業者
日本語研修等	入国後に6ヶ月間の日本語研修等（注）を実施：財団法人海外技術者研修協会（AOTS）及び国際交流基金		
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（POEA）		比高等教育委員会（CHED）
受け入れ調整機関	社団法人国際厚生事業団（JICWELS）（予定）		

（注）「日本語研修等」には、看護・介護導入研修を含む。日本語検定2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ

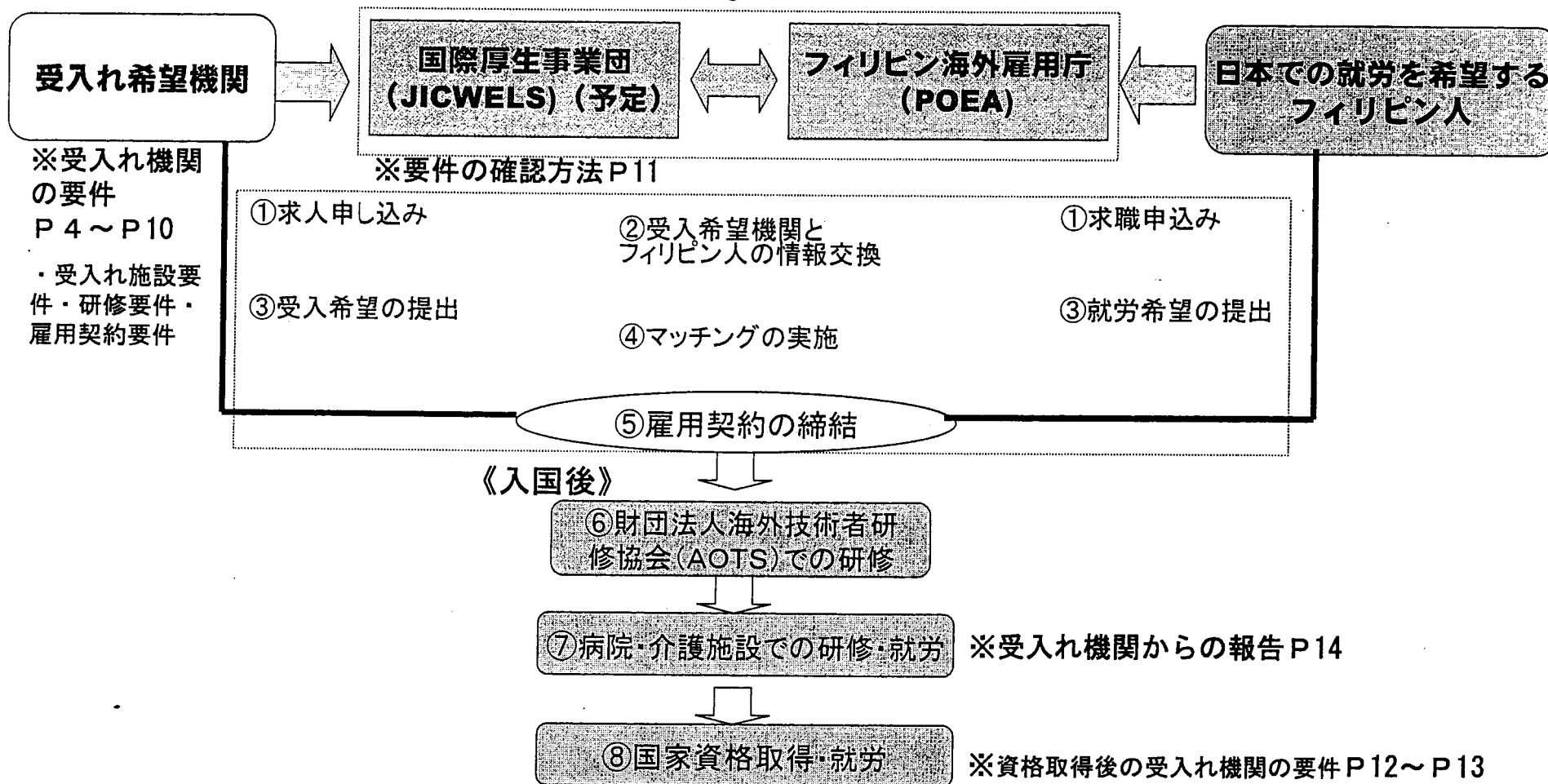


※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。

フィリピン人 就労のあっせんのイメージ

公正・中立にあっせんを行うとともに
適正な受入れの実施の観点から
あっせんを一元的に実施



受入れに関する要件（以下、現時点における案）

I. 資格取得前

1. 看護師コース

① 受入れ施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備され、次の条件を満たしている病院（医療保険適用の病床に限る）

（注）「看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制」が整備されている病院とは、看護師等学校養成所の実習施設として指定されている病院、あるいは指定されてはいないが実習病院の要件を備えている病院。

- ・ 看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること
- ・ 看護師・准看護師の員数が入院患者3人に対し1人以上の配置であること（精神病床においては入院患者4人に対し1以上、療養病床においては入院患者6人に対し1以上）
- ・ 看護職員の半数以上が看護師であること
- ・ 看護の組織部門が明確に定められていること
- ・ 看護基準が作成・常時活用され、看護手順が作成・評価され見直されていること
- ・ 看護の記録が適正に行われていること
- ・ 過去3年間に、フィリピン人看護師候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない医療法人等の受入れ機関が設立していること

② 研修の要件

○下記の看護研修計画を策定、実施。

- ・看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること
(注) 国家試験の科目の習得について研修計画等が定められていること
- ・研修責任者(研修を統括)の配置、研修支援者(専門的な知識・技能に関する学習支援・日本語の学習支援・生活支援)の配置等必要な体制が整備されていること(最低1名)
- ・研修責任者は原則として看護部門の教育責任者とすること
- ・研修支援者は原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること
- ・日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること

③ 雇用契約の要件

○同等報酬の確保

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

2. 介護福祉士・実務経験コース

① 受入れ施設の要件

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設（別表1）（定員30名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上）のものに限る）及び老人デイサービスセンター、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の施設（別表2）（別表1の介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る）であって、次の要件を満たしていること

・ 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること

設置後3年以上経過した介護施設で、次のいずれかの要件に該当する者（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設にあっては、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有するものを含む。）を研修責任者として置いていること。

ア 研修責任者として5年以上介護の業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者

イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者

・ 介護職員の員数（就労するフィリピン人介護福祉士候補者を除く）が法令に基づく職員等の配置基準を満たすこと

・ 常勤の介護職員の4割以上が介護福祉士資格を有する職員であること

注1. 介護保険三施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の介護職員の約4割が介護福祉士

注2. 例えば、入所定員が60名の特別養護老人ホームであれば、配置基準上の介護職員は20名以上（常勤換算）。そのうち、常勤の介護職員数の4割以上が介護福祉士である必要がある。

・ 過去3年間に、フィリピン人介護福祉士候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること